

## 1 市民意見公募の実施状況と結果について

### (1) 公表した案

「健やかたちかわ21プラン 第4次（立川市第6次地域保健医療計画）素案」

### (2) 案の公表場所

市ホームページ、企画政策課窓口、立川市役所1階ロビー総合案内・3階市政情報コーナー、窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、たましんRISURUホール（市民会館）、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館

### (3) 意見提出期間

令和7年4月1日～令和7年4月21日

### (4) 結果

ア 提出者数 6名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	1名	3名	2名

イ 意見の件数 6件

全体に関わる こと	第1章 総序	第2章 市民の健康を取 り巻く状況	第3章 計画の基本的な 考え方	第4章 施策の展開	第5章 計画の推進体制	その他
0件	0件	0件	1件	5件	0件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
2件	4件	0件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見と市の考え方について

(1) 意見を反映するもの (2件)

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	第3章 (P19)	本文中①～④の順番が第4章の施策の順番と一致していない。並べ替えた方が良いと思う。	施策順に並べ替えをいたしました。
2	第4章 (P70)	更年期に喫煙が進むという記述の根拠は？	厚生労働省の資料(「あなたが決める、お酒のたしなみ方(女性編)」等)において更年期以降のアルコールの問題は触れられていますが、喫煙については明確に示されてはおりません。記述については修正いたします。

(2) 市の考え方を説明するもの (4件)

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
3	第4章	立川駅でよく呑むのですが、いつも喫煙場所に困ります。駅前には並んでいるし、そもそも駅前まで行くのは大変。繁華街(特に南口)には是非喫煙所を作って欲しいです。直近で検討などしているのでしょうか？	立川駅周辺には駅の南北で2か所の喫煙所を整備しております。新たな喫煙所の整備のご要望につきましては、現段階では公衆喫煙所を新たに設置する予定はありません。一方で、公衆喫煙所を補完する目的で、民間事業者の設置・管理する喫煙所を補助する制度を設けている自治体もあり、本市においても研究を進めています。

4	第4章	<p>私はたばこを吸わないのですが、立川市は喫煙所が少ない気がします。望まない受動喫煙防止の観点からしたら喫煙所をもっと増やして分煙することが良いと思いますが、是非喫煙所を作ることを推進するみたいな形で入れて貰えませんか？これも取組の一環だと思います。よろしくお願いします。</p>	<p>新たな喫煙所の整備のご要望につきましては、現段階では公衆喫煙所を新たに設置する予定はありません。一方で、公衆喫煙所を補完する目的で、民間事業者の設置・管理する喫煙所を補助する制度を設けている自治体もあり、本市においても研究を進めています。</p>
5	第4章	<p>P51 の喫煙者の割合(令和 10 年の目標値)について 喫煙をすることは、自由であるわけなので、まさか喫煙者を無理やり禁煙させるような考え方ではないですよね？ もっと立川市に喫煙所を設置して欲しい。</p>	<p>「喫煙」についての施策は、喫煙の健康への影響を周知啓発していくものではありませんが、喫煙者に禁煙を強制する趣旨の取組ではありません。</p>
6	第4章	<p>私ども「三多摩たばこ友の会」は、域内の愛煙家団体で、毎月一回、立川駅周辺でたばこの吸い殻等の清掃を実施してマナー啓発活動を行っており、私はその会長を務めています。</p> <p>さて、たばこは、言うまでもなく合法商品であり、大人の嗜好品として、吸うか吸わないかは大人各人の判断によるという考え方が基本であると思っております。</p> <p>その上で、喫煙マナーは守られるべきものであり、私どもの毎月の活動もその必要を訴求するために行っており、それは、たばこを吸う人も吸わない人も、気持ちよく共存できるようにと考えるからです。</p> <p>また、望まない受動喫煙を避けるために喫煙規制をするだけでは喫煙者の不満が大きくなり問題であると訴えてまいりました。そういう中、吸い殻のいわゆるポイ捨て防止も併せ目指して、令和3年に立川駅北口、南口に公衆喫煙所が復活設置され、また昨年末に「市制 50 周年記念憩いの</p>	<p>これまでの喫煙マナーへの取組ありがとうございます。</p> <p>「喫煙」についての施策は、喫煙の健康への影響を周知啓発していくものではありませんが、喫煙者に禁煙を強制する趣旨の取組ではありません。</p> <p>新たな喫煙所の整備のご要望につきましては、現段階では公衆喫煙所を新たに設置する予定はありません。一方で、公衆喫煙所を補完する目的で、民間事業者の設置・管理する喫煙所を補助する制度を設けている自治体もあり、本市においても研究を進めています。</p>

		<p>場」へ喫煙所が新設されました。いずれも、当会として御礼の投稿をさせていただきました。</p> <p>上記しましたように。喫煙については、たばこは大人自らの判断による嗜好品であることを基本として、喫煙場所の確保、喫煙マナーの啓発等のトータルな施策を展開いただくよう要望いたします。</p>	
--	--	--	--

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（0件）

整理番号	意見